

広島県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年六月十日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二九一号	山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇一一番 一地先から 山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇三五番 四地先まで	令和六年五月二十七日